

三田市危険ブロック塀等撤去補助制度

(令和元年度をもって終了します)



平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊により尊い命が失われました。近い将来、南海・東南海地震の発生が危惧されていることもあり、市内の危険ブロック塀等の早期撤去を進めるため、緊急の補助事業を実施してきましたが、令和元年度をもって終了します。撤去をお考えの方はお早めに市へご相談ください。

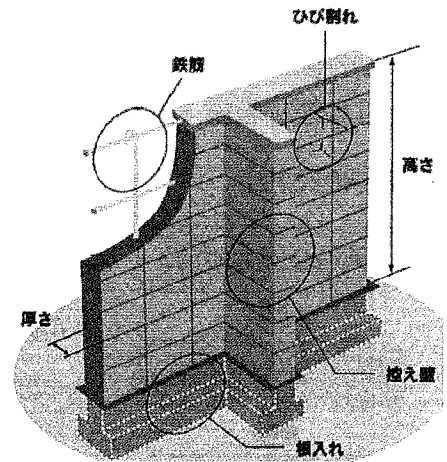
【補助申請受付および窓口】

【受付期間】 令和 2 年 2 月 28 日まで

【窓口】 三田市まちの再生部都市政策室審査指導課 (TEL) 559-5119
(FAX) 559-7400

【補助対象となる施設】

- ① 個人住宅（賃貸住宅を除く）
- ② 幼稚園・保育所、認定こども園
- ③ 社会福祉施設（県または市の認可等を受けたものに限る）



【補助対象要件】

次の要件をすべて満たすブロック塀等

- ・補助対象となる施設に附属するもの
- ・高さ 80 cm 以上のもの
(不特定多数の者が通行する道に面しているものに限る)
- ・下記の基準に適合しない項目があるもの

補強コンクリートブロック造のブロック塀の場合

項目	基準
① 塀の高さ	地盤から 2.2m 以下である。
② 塀の厚さ	高さ 2m を超える塀で 15cm 以上である。
	高さ 2m 以下の塀で 10cm 以上である。
③ 控壁(塀の高さが 1.2m を超える場合)	塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突き出した控壁がある。
④ 基礎	コンクリートの基礎がある。
⑤ 傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。
上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について基準を満たしているか確認する。	
⑥ 鉄筋	(塀の壁内) 直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横共 80cm 以下の間隔で配筋されており、縦筋の末端は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。 (控壁の壁内) 直径 9mm 以上の鉄筋が配筋されている。
⑦ 基礎(塀の高さが 1.2m を超える場合)	基礎の丈が 35cm 以上、根入れ深さが 30cm 以上ある。

組積造のブロック塀の場合

項目	基準
① 塀の高さ	地盤から 1.2m 以下である。
② 塀の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある。
③ 控壁	塀の長さ 4m 以下ごとに塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが②の必要寸法の 1.5 倍以上ある。
④ 基礎	コンクリートの基礎がある。
⑤ 傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。
上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について基準を満たしているか確認する。	
⑥ 基礎	根入れ深さが 20cm 以上ある。

【補助の対象となる経費】

ブロック塀等の撤去工事に係る撤去費、廃棄物運搬費、処分費、整地費、仮設費および諸経費

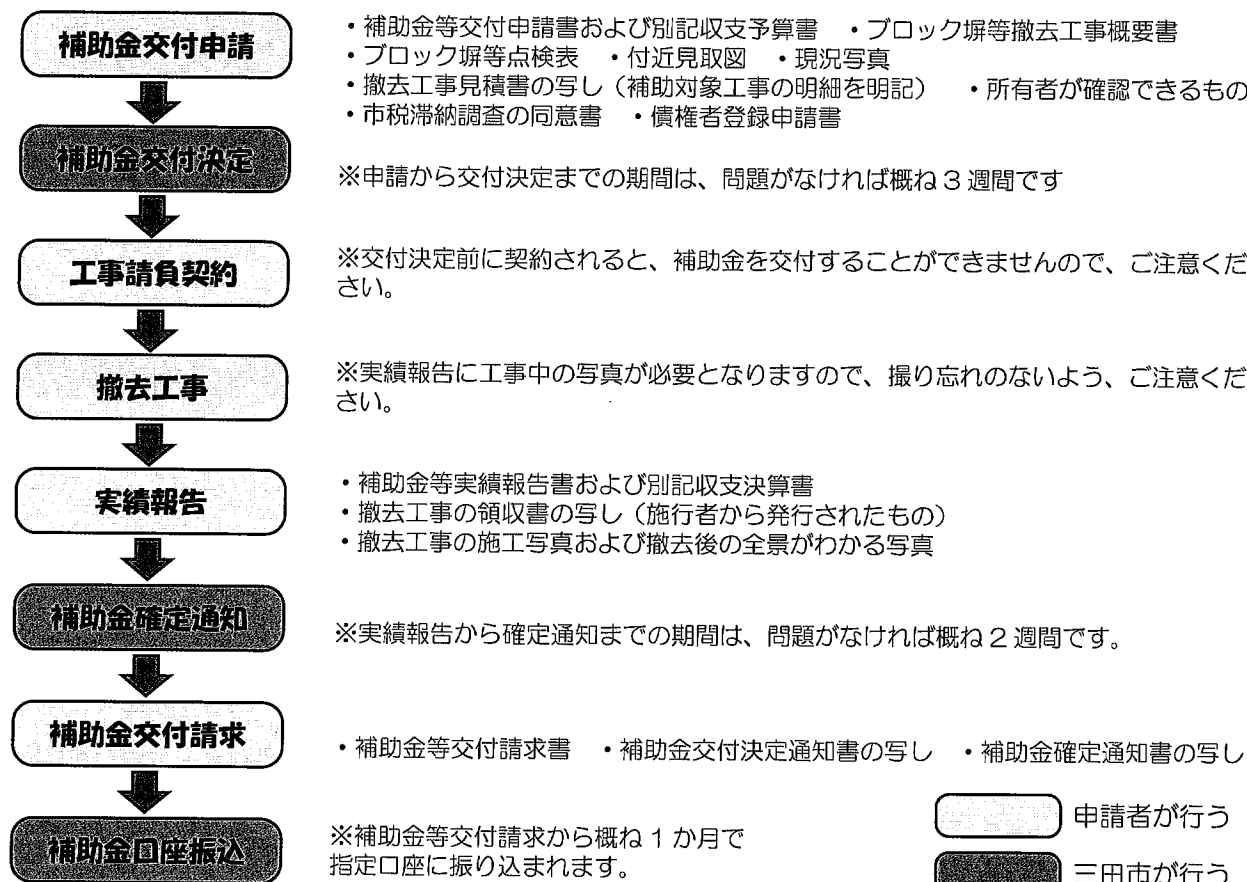
【補助金額】

補助の対象となる経費のうち 2 / 3 を補助します。ただし次の額を上限とします。

- ① 個人住宅（賃貸住宅を除く）：10 万円
- ② 幼稚園・保育所、認定こども園：45 万円
- ③ 社会福祉施設（県または市の認可等を受けたものに限る）：80 万円

【手続きの流れ】

（必要書類、注意事項その他）



※申請書式等は市ホームページからダウンロードするか審査指導課窓口で配布できます

【その他】

三田市では、危険ブロック塀撤去補助のほか、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（旧耐震住宅）に関して、耐震診断および耐震改修の補助制度を実施しています。詳しくは審査指導課（TEL559-5119）までお問合せください。